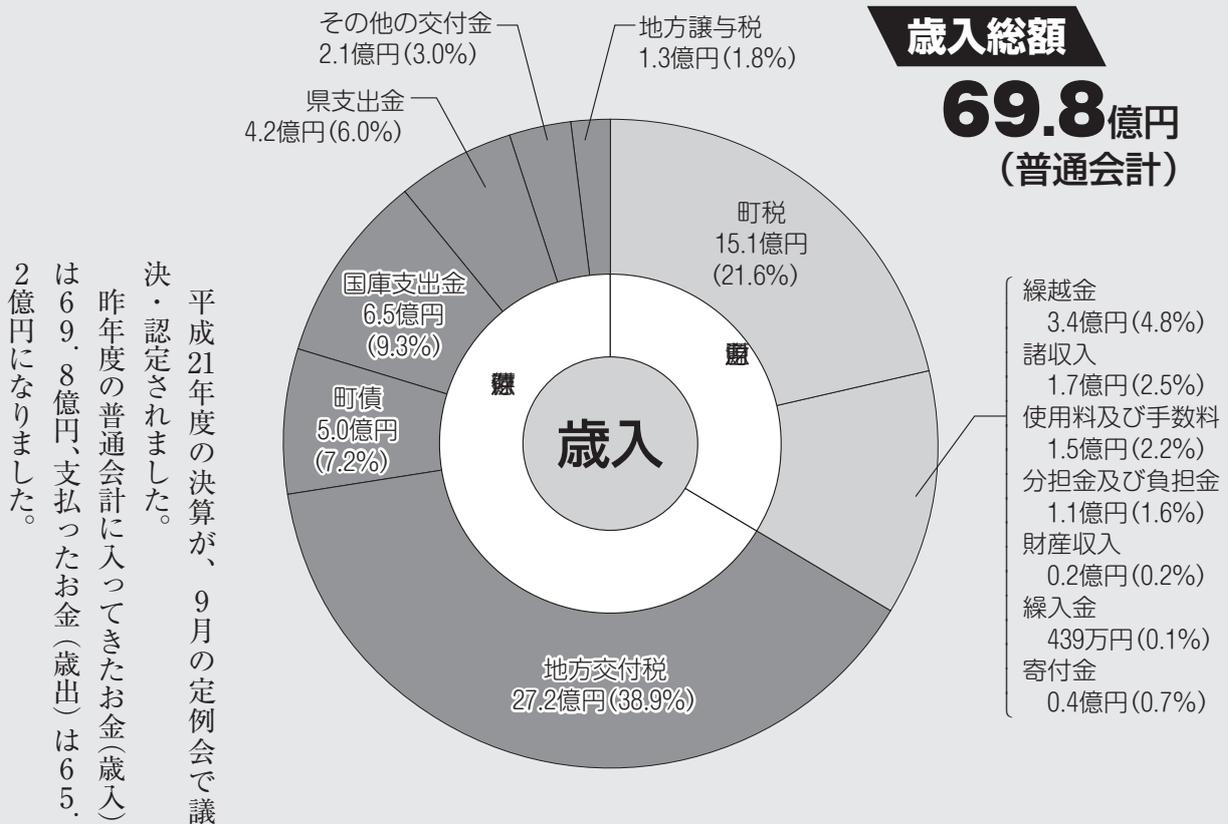


# 町民と協働し活力あるまちづくりを進めます。



## 総務費

一般的な事務に  
**8.7億円 (13.4%)**  
【49,612円】



### 主な内容

- ・基金への積立金 0.7億円
- ・町有財産の維持管理費 0.4億円
- ・戸籍住民基本台帳の管理費 0.4億円
- ・市町村生活バス路線運行対策費 0.1億円

## 教育費

学校、社会教育の充実に  
**9.3億円 (14.2%)**  
【52,887円】



### 主な内容

- ・学校給食の運営費 1.6億円
- ・幼稚園の運営費 1.3億円
- ・小学校の運営費 1.0億円
- ・中学校の運営費 0.7億円

## 民生費

福祉増進のために  
**13.3億円 (20.4%)**  
【75,808円】



### 主な内容

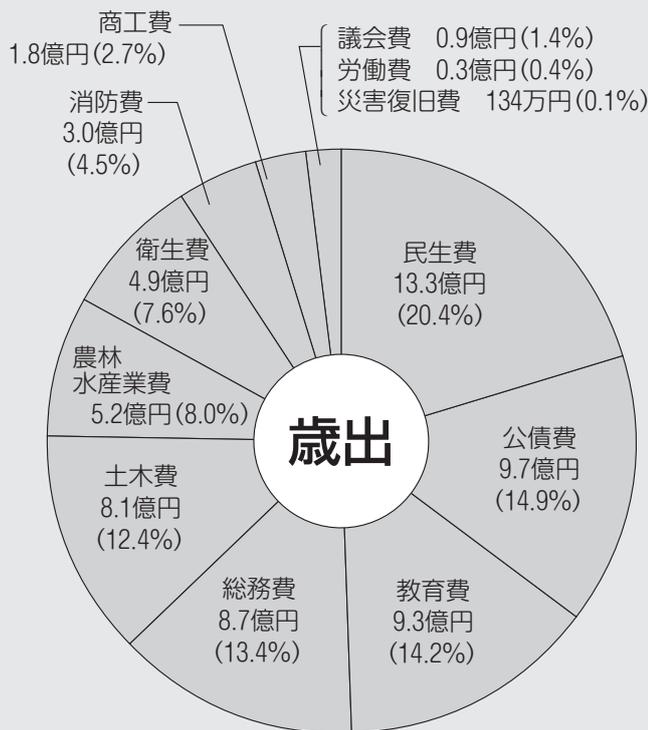
- ・後期高齢者医療への繰出 2.5億円
- ・介護保険への繰出 2.1億円
- ・障がい者福祉への扶助 1.8億円
- ・国民健康保険への繰出 1.6億円

【 】内の金額は、町民1人当たりの金額です。

# 平成21年度 決算の状況

## 歳出総額

**65.2億円**  
(普通会計)



## 〔歳入〕

景気の低迷により重要な町の財源である地方税は前年度比0.7億円減少しました。また国の追加経済対策による地域活性化臨時交付金がありました。定額給付金が20年度で終了したため国からの支出金は前年度比0.4億円減少しました。しかし地方交付税の錯誤措置が20年度で終了したことに伴い、総額で前年度比3.5億円の増となりました。

## 〔歳出〕

定額給付金の終了などにより補助費等は0.8億円減少しましたが、中岩田住宅建替事業や臨時交付金事業などの建設事業を実施したため、普通建設事業が2.3億円増加し、総額で前年度対比2.3億円の増となりました。

### 衛生費

清掃、予防衛生に  
**4.9億円** (7.6%)  
【28,187円】

### 消防費

消防組織の整備に  
**3.0億円** (4.5%)  
【16,867円】

### 商工費

商工業の振興に  
**1.8億円** (2.7%)  
【10,129円】

### 公債費

**9.7億円** (14.9%)  
【55,501円】

### その他

【6,713円】

議会費 0.9億円 (1.4%)  
労働費 0.2億円 (0.4%)  
災害復旧費 134万円 (0.1%)

### 農林水産業費

農林業振興に  
**5.2億円** (8.0%)  
【29,823円】



#### 主な内容

- ・国営かんがい排水事業償還金 1.0億円
- ・農業集落排水事業への支出 0.5億円
- ・土地改良施設の整備に伴う支出 0.4億円
- ・県施行かんがい排水事業負担金 0.4億円

### 土木費

道路、橋の整備に  
**8.1億円** (12.4%)  
【46,054円】



#### 主な内容

- ・中岩田住宅建替事業 1.6億円
- ・坂下東第一土地区画整理事業 1.4億円
- ・道路新設改良事業 1.0億円
- ・除雪及び雪対策経費 0.9億円

町民1人当たりに使われたお金	町民1人当たりが納めた税金	1世帯当たりの税金
総額 371,581円	86,050円	278,428円

【町民1人当たりに使われたお金】 歳出65.2億円 ÷ 人口17,560人

【町民1人当たりが納めた税金】 納付税額15.1億円 ÷ 人口17,560人

【町民1人当たりが納めた税金】 納付税額15.1億円 ÷ 世帯5,427戸

◎人口、世帯数は平成21年10月1日現在の数値です。

## □ 特別会計等の決算の状況

《小数点第二位以下を四捨五入して表示》

特別会計等	会計名	歳入	歳出
	国民健康保険	21.0億円	19.5億円
	老人保健	0.1億円	0.1億円
	介護保険	15.6億円	15.2億円
	後期高齢者医療	1.6億円	1.6億円
	下水道事業	2.9億円	2.9億円
	農業集落排水事業	1.5億円	1.5億円
	水道事業	4.7億円	4.6億円
	計	47.4億円	45.4億円

### 特別会計の主な内容

#### 国民健康保険

国保税の確実な収納を確保するため、収納率等特別対策事業に取組み、収納率の向上に努めました。また、医療費の適正化対策並びに健康管理センターを拠点とした各種保健事業の充実強化を図り、病気の早期発見、早期治療により医療費の抑制に努めていきます。

#### 老人保健

後期高齢者医療制度の導入により、過誤調整、月遅れ請求分のみ請求となりましたが、22年度で廃止されます。

#### 介護保険

平成18年度より、介護予防に重点を置く地域支援事業が導入され5年目を迎え、事業の需要も増えて参りました。今後も啓蒙に努め、町民の方々に介護保険制度への理解を深めていただけるよう努力していきます。

#### 後期高齢者医療

医療費適正化対策を積極的に進め、壮年期からの疾病の予防及び健康管理が、老後の健康維持にきわめて重要であることから、今後は保健事業の充実に取り組んでいきます。

#### 坂下東第一土地区画整理事業

本年度の主な事業は  
 ・ 家屋移転等 10件8棟（現年度分）  
 ・ 整地工事等 1,092㎡  
 を補償・整備しました。

#### 下水道事業

坂下東処理区及び坂下中央処理区  
 の古坂下、桜木町、茶屋町、緑町地  
 内で延長約570mの管渠工事並び  
 に舗装復旧工事を実施しました。そ  
 のうち約140mが、下水道未普及  
 解消クイックプロジェクト社会実験  
 による露出配管によるものです。

#### 農業集落排水事業

長井処理区では、処理場建設工事  
 に着手し、道路拡幅並びに処理施設  
 土木工事及び機械設備工事を実施し  
 ました。

#### 水道事業

古坂下地内の国道49号改良工事に  
 伴い延長400mの配水管布設工事  
 を実施しました。

## □ 会津坂下町の財政指標（健全化判断比率）を公表します

地方公共団体財政健全化法に基づく平成21年度決算の健全化判断比率は次のとおりです。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
わが町の比率 (早期健全化基準)	— (15.0)	— (20.0)	18.7 (25.0)	183.8 (350.0)

いずれかが早期健全化基準以上である場合、法で定める「財政健全化計画」を策定しなければなりません。また、健全化判断基準のうち公営企業（水道事業、下水道事業、農業集落排水事業）の資金不足比率においても該当していません。

### ○実質赤字比率・・・

普通会計歳入歳出差引額（次年度繰越額除く）の標準財政規模（町税や地方交付税などを合わせた額）に対する比率。黒字の場合は「－」。

### ○連結実質赤字比率・・・

普通会計と公営事業会計（国保会計や水道会計など）の歳入歳出差引額の標準財政規模に対する比率。黒字の場合は「－」。

### ○実質公債費比率・・・

普通会計の公債費（返済）と公営事業会計・一部事務組合への公債費にあたる負担金を合わせた額の標準財政規模に対する比率。

### ○将来負担比率・・・

出資法人（第三セクター等）を含めた普通会計の実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

## □ 平成21年度 行財政改革プランの取り組み状況

町では、行財政改革プラン（平成17年度～平成21年度）を策定し、事務事業の改善をはじめ人件費の削減・委託業務の見直し等に取り組んできました。

下記の表は、平成21年度に実施した改革プランの内容と効果額です。

平成22年度からはこれまでの取り組みを見直ししながら、継続して行財政改革に取り組んでいます。

実施事項	具体的な内容	効果額
○収入を増したもの		
未利用財産の処分	遊休の公有財産（土地）を売却、また貸付	6,438千円
町税収納率向上対策	過年度の滞納処分の強化	2,793千円
新たな財源確保	広報等に広告を掲載、ふるさと納税のPR	1,367千円
○支出を抑えたもの		
福祉制度改正に伴う手当の見直し	重度心身障害者及び在宅寝たきり老人の介護手当廃止	△11,790千円
三役給与の削減	町長給与の20%、副町長・教育長給与の10%を6か月削減	△2,252千円
議員報酬の削減	議員報酬の10%を削減し、議員定数を4名減	△20,936千円
職員各手当の削減	管理職手当を50%削減	△4,951千円
	旅費・時間外手当等を削減	△17,624千円
非常勤特別報酬の削減	各種委員の報酬を5%削減	△5,420千円
職員定数の削減	9名の退職者に対し、新規採用を4名	△45,720千円
臨時職員の雇用見直し	保育士など有資格者以外の雇用について削減	△22,798千円
委託料の見直し	庁舎清掃や施設管理などの委託料を削減	△34,315千円
	基本検診の一部を受診者の負担	△2,960千円
補助金の見直し	各種団体等への補助金を5～10%削減	△32,381千円
消防団員の削減	団員数の見直しにより50人削減	△1,150千円
平成21年度の効果額合計		212,895千円

▼問い合わせ先 政策財務部 行政経営班 TEL 84-1532（内線312）

## 町職員の給与・定員状況を公表します

▼問い合わせ先  
 総務部 行政管理班  
 TEL (84) 1503

職員の給与は、国家公務員やその他の地方公共団体の職員、そして民間の給与水準等を考慮し、町議会の決議を経て条例で定められています。が、町民の皆さんにご理解いただくために、その概要をお知らせします。これからも、地方分権の推進や高齢化の進展に伴い、行政需要が増大する中、最小の経費で最大の効果を挙げることを基本理念として、なお一層の適正な給与及び定員の管理に努めて参ります。

## 人件費の状況（普通会計決算）（注）人件費には、特別職等に支給される給料、報酬等を含む

区分	住民基本台帳人口 (21.3.31)	歳出額(千円) A	実質収支 (千円)	人件費(千円) B	人件費 (B/A)	前年度 人件費率
平成21年度	17,944人	6,524,968	280,552	1,393,650	21.4%	22.7%

## 職員給与費の状況（一般会計予算）（注）給与費は当初予算に計上された額

区分	職員数A	給 与 費				1人当たり給 与費(B/A) (千円)
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	計B (千円)	
平成22年度	152人	619,632	78,867	243,655	942,154	6,198

## 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成22年4月1日現在）

一 般 行 政 職		技 能 労 務 職	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
348,400円	44.4歳	295,900円	53.3歳

## 職員の初任給の状況（平成22年4月1日）

区分	一 般 行 政 職		技 能 労 務 職	
	法定初任給	採用2年経過給料額	法定初任給	採用2年経過給料額
大学卒	172,200円	185,800円	-	-
短大卒	152,800円	166,900円	-	-
高校卒	140,100円	149,800円	135,600円	145,100円
中学卒	-	-	127,700円	135,600円

## 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成22年4月1日）

区分		経験年数7年以上10年未満	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満
一般行政職	大学卒	231,200円	263,200円	331,000円
	短大卒	221,100円	266,100円	297,300円
	高校卒	196,200円	225,900円	284,500円
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	273,100円

# 町職員の給与・定員状況

**職員手当の状況** ※ 平成22年10月1日現在の状況であり、期末手当は12月期について改正予定です

手 当	6 月 期	12 月 期	合 計			
期 末 手 当	1.25月分	1.5月分	2.75月分			
勤 勉 手 当	0.7月分	0.7月分	1.4月分			
合 計	1.95月分	2.2月分	4.15月分			
退職手当（最高限度額）	自己都合			勸奨退職		
	47.5月分			59.28月分		
その他 手 当	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外手当	寒冷地手当
平成 20年度	支 給 総 額	28,893千円	5,641千円	6,705千円	16,486千円	12,149千円
	職員1人当たり 支 給 月 額	20,756円	6,026円	4,656円	8,326円	13,210円
平成 21年度	支 給 総 額	27,478千円	4,511千円	6,714千円	22,399千円	11,667千円
	職員1人当たり 支 給 月 額	21,807円	5,294円	4,951円	11,313円	13,036円

(注) 職員1人当たり支給月額、支給総額をそれぞれの支給要件に該当する職員数で除算し算出

**特別職の報酬等の状況**

※ 平成22年10月1日現在の状況であり、期末手当は12月期について改正予定です

区 分		給料月額等	期 末 手 当		
給 料	町 長	716,400円	【22年度支給割合】		
	副 町 長	608,000円	6 月期	12月期	計
	教 育 長	569,100円	1.45月分	1.65月分	3.1月分
報 酬	議 長	269,100円	【22年度支給割合】		
	副 議 長	217,800円	6 月期	12月期	計
	議 員	198,900円	1.45月分	1.65月分	3.1月分

(注) 上記給料・報酬月額、4月から特例により、町長は10%減額された額、副町長・教育長は5%減額された額、議員は10%減額された額となっています。

**部門別職員数の状況（各年4月1日現在）**

区 分	職 員 数	対前年増減数		区 分	職 員 数	対前年増減数					
		H21	H22			H21	H22				
部 門	H21	H22	H21	H22	部 門	H21	H22	H21	H22		
一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	0	特別行政部門	教 育	40	40	▲3	0
	総 務	36	36	0	0	普通会計 計		159	157	▲4	▲2
	税 務	11	10	0	▲1	公営企業等 会 計 部 門	水 道	6	5	0	▲1
	民 生	24	24	1	0		下 水 道	4	3	0	▲1
	衛 生	10	9	0	▲1		国 保	6	6	1	0
	農林水産	15	15	0	0		介 護 保 険	4	4	0	0
	商 工	5	5	0	0		小 計	20	18	1	▲2
	土 木	15	15	▲2	0	合 計	179	175	▲3	▲4	
	小 計	119	117	▲1	▲2						

(注) 上記職員数は、毎年4月1日現在で自治省行政局公務員部能率安全推進室で行っている「地方公共団体定員管理調査」（教育長、臨時職員を除く）の人数

# あいづばんげ男女共同参画プラン（なのはなプラン）の実現に向けて Vol.1

会津坂下町男女共同参画推進会議では、昨年4月に策定された「あいづばんげまち男女共同参画プラン（なのはなプラン）」の実現に向け本年度、（財）福島県青少年育成、男女共生機構・福島県男女共生センターと共同主催で事業を展開します。

テーマは三つ「子育て」「コミュニケーション」「介護」を男女共同参画の視点で事業を展開していきます。



## 第1回事業

自分らしく生きよう！

「親子の楽しい運動教室」



8月7日  
にNPOスポーツクラブバンビ

ーと共催で「親子で楽しむ運動教室」を開催しました。

親子でコーディネートセッションを体験し、保護者の方に「子どもの運動」と「ワーク・ライフ・バランスいき子育て」のテーマで座学会とフリートークを行いました。



☆自分のワーク・ライフ・バランスについて考え、みましよう！

なかなか子どもと運動する機会をつくれない保護者の方も多いと思います。「運動教室」当日は親も子も笑顔で運動し、絆を深めたようです！仕事も大切ですが、「子育て」や

「自分の時間」も大切です。「仕事」と「生活の時間」のバランスをとることが「ワーク・ライフ・バランス」です！  
・今現在の仕事について、計画的・効率的にできる方法を考え、みましよう！



・仕事以外に家族の時間や地域活動、趣味などの時間をもちまよう！  
・社員同士、感謝する気持ちをもつて取組みましよう！  
・職場で休暇制度を使いやすい環境を一人ひとりがつくりましよう！



☆『ワーク・ライフ・バランス いきいき子育て』  
座学より

親子で楽しむ運動ということでしたので、こちらの思惑どおり（？）半分以上がお父さんの参加でした。

最近、子育てをがんばっているカッコイイお父さんたちが『イクメン』と呼ばれていますね。これは『イクメン』にも優るとも劣らない褒め言葉だと思えます。

この日のお父さんたちは、日頃から子どもたちと過ごす時間を取っているという『イクメン』揃いで、「一日子どもと過ごすことになっても、困らない人？」という質問に、皆さん堂々と手を挙げていらっしやいました。

しかし、相对的には、日本における夫が家事・育児関連に費やす時間は、1日あたり1時間程度と先進国の中でも最低水



準にとどまっています。（平成18年総務省「社会生活基本調査」より）また育児休暇に関しては、女性の90%が取っているのに対し、男性はわずか12%しか取っていないという統計が出ています。男性が育児休暇を取らない理由としては、経済的な理由や企業の理解がまだ得られていないというのが大きいようです。

その中でも、育児休暇を取ったお父さんたちの声を聴くと、お子さんとの絆が深まったのももちろんのこと「妻の大変さがよくわかった」「自分の母親に改めて感謝した」とか「人間的にも幅が広がった気がする」というような声が聞かれます。

また、母親のストレスが子どもに一番影響すると言われます。そのストレスは、家事、仕事、子育てを一人でこなしていることから不満などからくることが多いようです。



夫婦円満は、子どもの健やかな成長には欠かせないものです。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が、それを後押しすることになると信じています。

（会津坂下町男女共同参画推進会議委員長 佐藤房枝）



**男女共同参画画報**

**第二回事業 自分らしく生きよう！  
「もっといいコミュニケーション講座」**

プランでは、一人ひとりの生き方や考え方を尊重しあう社会を目指しています。一人ひとり分かり合えるコミュニケーションのツールとして「コーチング」を学び「もっといいコミュニケーション」を目指しましょう！

- ▼講師 アズ・コミュニケーション代表  
前田 文さん
- ▼講演 日時 11月12日（金）19時  
場所 中央公民館大研修室
- ▼実践講座 日時 11月23日（火）9時～16時まで  
場所 中央公民館大研修室（定員20名程度）

**男女共同参画川柳コンクールのお知らせ**

本年度も男女共同参画川柳コンクールを募集いたします。

今年のテーマは三つ「子育て」「コミュニケーション」「介護」です！応募方法は、中央公民館までお問い合わせください。

▼問い合わせ先 中央公民館 TEL 83-3010

# ごみ出しルール 違反していませんか？

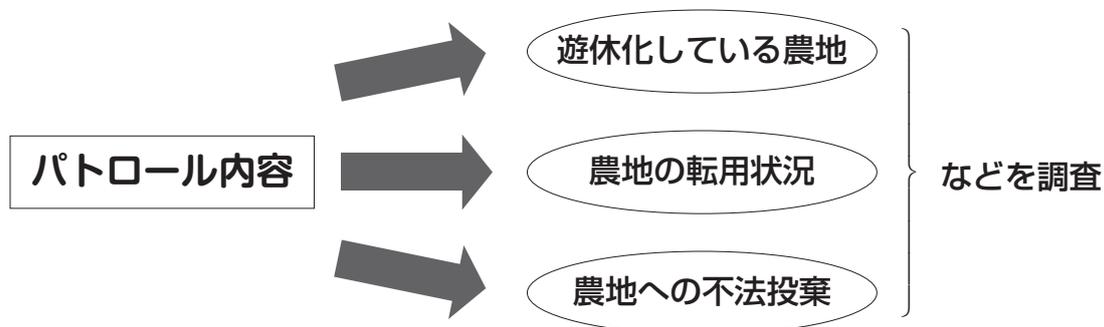


10月からごみ処理の有料化が実施され、ゴミの出し方が変わりました。それに伴い、ルール違反のごみも出ています。次のようなことがないか確認して、ルールを守ってごみを出してください。

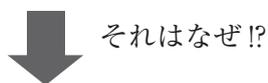
<p>①古い袋を使っている。</p> <p>10月1日より新しい袋になりました。 黄色の袋に<u>黒字</u>の可燃ごみ袋 透明な袋に<u>赤字</u>の不燃ごみ袋 は使用できません。</p>	<p>②決められた大きさを超えて出している。</p> <p>シールを貼ってごみを出す場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 重さは、15kg以内まで。</li> <li>(2) 可燃ごみは、最大辺60cmまで、 不燃ごみは、最大辺180cmまで。</li> <li>(3) 木材は、直径15cmまで。</li> <li>(4) 鉄の棒は、直径1.5cmまで。</li> </ul>
<p>③汚れたまま資源物（リサイクル）へ入れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚れたティッシュ 使ったオムツ</li> <li>・ソースや油のついた ままの容器</li> <li>・洗わないままの缶、 ペットボトルなどは 資源物に入れないで下さい。</li> </ul>	<p>④資源とならないものを資源物（リサイクル）へ出している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未使用のおむつ、ティッシュ</li> <li>・特殊な加工をしてある紙</li> <li>・内側が銀色の紙パック</li> </ul> <p>これらは資源となりませんので、可燃ごみとして出してください。</p>
<p>⑤パソコンやテレビを集積所に出している。</p>  <p>テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン、パソコンなどは、集積所に出せません。電気店やごみ処理業者で処理して下さい。</p>	<p>⑥時間を守らず出している。</p> <p>集積所でごみを受け付ける時間を決めている場合があります。集積所等で確認の上、時間を守るようにして下さい。</p>
<p>⑦自宅の敷地や、田畑でごみの焼却を行っている。</p>  <p>家庭ごみの焼却は、基本的に全面禁止されています。懲役や罰金の対象にもなります。</p>	<p>⑧山林など集積所でない場所にごみを捨てている（不法投棄）。</p> <p>不法投棄は、懲役や罰金の対象となる重罪です。絶対にやめてください。</p> 

# 農地パトロールを実施しました！

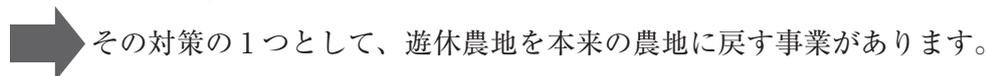
農業委員会では、今年7月に農地の利用状況を調査するための農地パトロールを実施しました。



改正された農地法の主な目的…農地の減少を食い止めること



食料自給率の向上が目下の課題であるから



◀ 今回の調査による「遊休化した」農地の写真  
もとは、田や畑でした。昨年ここに遊休農地対策として菜の花を播種しましたが、除草管理が充分でなかったため、完全には収穫できませんでした。農地は普段の手入れが大切であると痛感しました。

今回の調査では、この他に様々な遊休化した農地、不法投棄や違反転用の疑いのある農地などがありました。農業委員会では所有者の方に通知をし、対策を講じることをお願いしました。なによりも、このような遊休農地などを本来の農地に戻すには、所有者の理解と協力が必要です。

それは、農地の有効な利用という基本政策を進め、未来に向けて永続して耕作をしていくことを意味しています。

そのためには、当然、時間と費用がかかります。また、田や畑に戻した後、誰が耕作していくのか、何を植えるかということも計画的に進めていくことになります。

今後も農地の遊休化は発生しやすい傾向にあると思われませんが、農業委員会は、優良農地の維持のために監視活動を続けながら、農業者からの意見をまとめ上げて、町の農業政策に反映させていきたいと考えています。

▼問い合わせ先 農業委員会 TEL84-1534

# ばんげの味が育てる その17 おいしい楽しい健やかライフ



～朝食摂取率100%週間運動について～  
(金上小学校の取組み)

## 金上っ子の合言葉は、早ね・早起き・朝ごはん!

金上小学校では、基本的な生活習慣確立のため、「早ね・早起き・朝ごはん」を合言葉に次のような取り組みをしています。

### 毎月第2週目に、生活リズムをチェック!

起床時刻、目覚めの様子、はみがき、朝食、排便、就寝時刻をチェックします。少しずつ、生活リズムがよくなってきている子が多くなってきました。



### 栄養教諭と食の勉強!



【3年 朝食を食べよう】

担任と給食センターの栄養教諭と一緒に授業をします。学年によって、家庭科や体育(保健)などに関連した内容で授業をします。

金上小学校では、各学年2回栄養教諭と一緒に授業を行っています。



### 児童保健委員会の発表



年に3回保健集会を開き、そのうち1回は、生活習慣について発表しています。

登校する前に朝ごはんを食べてこないとどうなるか、どんな朝ごはんがよいのかを発表しました。金上小学校の朝食摂取率は100%です。副菜も増え朝食の内容も充実してきました。



毎日の生活習慣は、家庭の協力が不可欠です。毎月、生活チェック表「元気な朝のスタート」を実施することで、子供たちの生活を振り返って反省し、家庭と学校で助言し、毎日を元気に過ごせるよう支援していきたいと思っています。また、近い将来、子供たちが親になった時に、基本的な生活習慣の大切さを伝えられるようになってもらいたいと思っています。



vol.4 図書室だより



中央公民館図書室 TEL 83-3010 (第2火曜日定休)



2010・第64回 読書週間

気がつけば、もう降りる駅。



10/27 ~ 11/9

10月になりました。「読書の秋」ですね。皆さんは、通勤・通学中に本を読むのに夢中になって、停車駅を乗り過ごしそうになった！…そんな経験はありませんか？

文化の日（11月3日）をはさんで2週間は、「読書週間」です。

「読書週間」とは、1947（昭和22）年に、まだ日本中に戦争の傷跡が残るなかで、「読書の力によって、平和な文化国家をつくろう」との願いのもとはじめられた運動です。

それから60年。日本は世界でも有数の「本を読む国民の国」になりました。一方で、物は豊かになったけれども「心の豊かさ」が失われつつあるのではないかと危惧されてもいます。

今年は「国民読書年」でもあります。家族みんなで読書に親しみましょう！読書は、様々な知識や娯楽を与えてくれるばかりではなく、他人とのコミュニケーションのしかた、きっかけも教えてくれるものです。たくさんの本を読んで、たくさんを知って、それについてたくさんのお話をしてみてください。読書週間から、皆さんの「読書習慣」をはじめてみませんか。



新着本のご紹介 (貸出中の時は予約承ります。延長貸出はできません)

《一般》	《子ども・ヤングアダルト》
 <p>『図書館戦争』913アリ1 (有川浩著/メディアワークス) 「メディア良化法」が成立・施行され、武力で本が狩られる時代。図書館の自由を守るため戦う図書隊の活躍を描いた——ラブコメディ(?) この熱く甘い物語が、コメディと呼ばれる時代であり続けることを願います。 →この本もおすすめ『Story Seller: 面白いお話、売ります』(伊坂幸太郎、有川浩[他]著/新潮文庫)</p>	 <p>『もりいちばんのおともだち』Eふく1 (ふくざわゆみこさく/福音館書店) シリーズ1作目。小さなものが大好きなクマさんと、大きなものが大好きなヤマネくんは、出会ってすぐに仲良しになりました。ある日、ふたりはケーキ屋さんでもらった苗を育てはじめますが…温かくやさしい絵本。 →この本もおすすめ『どうぞのいす』(香山美子作/チャイルド本社)</p>



図書室からのおねがい《汚さないで編②》

図書室の机や本への落書きが増えています。地域社会のマナー向上のため、もし見かけたら「それはいけないことですよ。」とお声掛けにご協力ください。